

意見書案第10号

原子力発電に関する輸出を推進しないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年6月17日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石川建二
	〃	勝又光江
	〃	竹間幸一
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵

## 原子力発電に関する輸出を推進しないことを求める意見書

福島第一原子力発電所の現状は、破損した原子炉の汚染水に地下水が加わって増え続け、その保管も限界に達し、外部に流出する危機的状況が懸念されている。

また、原子炉格納容器の破損状況や溶けた核燃料の状態などもいまだ把握できていないままで、事故の原因究明は尽くされていない。

こうした中、安倍首相は、中東を歴訪した際、「世界一安全な原子力発電の技術を提供できる」と述べ、また、トルコの首相と原子力協定を締結することで合意して、トルコへの原子力発電関連の設備や技術の輸出を固めた。

しかしながら、福島第一原子力発電所における事故の原因究明も尽くされていない上に、原子力発電所の再稼働への国民の反対も根強く、長期的な原子力関連の政策も曖昧にしたままといった国内状況であるにもかかわらず、海外では安全であるとアピールし、積極的に輸出することは、相手国や、万一の際に影響を受ける近隣国の国民の納得を得られるものではない。

さらに、トルコは、世界有数の地震の頻発国であるが、日本からの技術や設備の輸出により設置された原子力発電所が地震などにより過酷事故を起こした場合には、輸出した日本の責任も問われかねない。

よって、国におかれては、技術の限界を露呈した原子力発電ではなく、再生可能エネルギーなど新たな技術を生かした国際協力を探ることこそが、長期にわたって帰郷できない帰宅困難区域の人々を始めとする福島の人々への償いであるとの認識に立ち、原子力発電に関する輸出を推進されないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

経済産業大臣